

H30市道B6706号線(美野里・八郷線)道路標識設置工事その1

特記仕様書

第1章 総則

本工事の施工にあたっては、「契約約款」「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」「茨城県土木工事施工管理基準」「茨城県土木工事出来高及び品質の規格値」「写真管理基準（案）」並びに本仕様書に基づき施工するものとする。

第2章 工事数量

当該工事における工事数量は、別紙「工事数量総括（内訳）表」のとおりとする。

第3章 現場条件

1. 工期及び作業時間帯

(1) 工期は、雨天や休日等を見込み、契約日の翌日から平成31年3月15日までとする。なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季期休暇のほか、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(2) 本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

作業開始 午前9時00分

作業終了 午後5時00分

2. 安全管理

(1) 茨城県公安委員会告示第3号（平成19年2月22日付け）で指定された路上で交通規制を行う場合は有資格者（交通誘導員A）を適宜配置すること。また、その他の路線についても警備員（交通誘導員B）を適宜配置し一般交通等に支障を及ぼさないように十分に注意し施工するものとする。

また、請負人は工事の着工前に警備員の資格証明の写しを監督員に提出するものとする。

(2) 工事中の安全施設は、地域住民の安全を守り、トラブルを防ぐために十分な施設を設置するとともに、その管理徹底を図り地域住民の安全な通行を図り事故防止に努めなければならない。また、休日及び工事休止期間においては定期的にパトロール等を実施するものとする。

3. 使用機械

本工事の施工にあたっては、設計書に記載されている機械を使用するものとし記載されていない機械については使用しないこと。ただし、現場条件等により使用が困難な場合は監督員と協議するものとする。

また、設計書に明記してある排出ガス対策型の機械を使用する場合は、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

なお、調達が困難な場合は、その旨の理由書を監督員に提出し承認を受けること。

4. 地下埋設構造物

(1) 工事箇所が存在する地下埋設物については、事前調査を行い位置・構造・種別において熟知し、場合によっては試験掘りを行い作業員に至るまで埋設物の全容・取扱い・処置方法について周知徹底を図り事故防止に努めなければならない。

(2) 地下埋設構造物が存在することが判明したとき、又は発見したときは、監督員に報告しその指示を受けなければならない。また地下埋設構造物管理者と綿密な連絡をとり十分に協調を保つとともに、工事前及び必要に応じ工事の各段階において施工方法、防護方法等について協議し施工しなければならない。

(3) 埋設物に近接して実施する作業においては、埋設物に衝撃を与える作業機械を使用しない等、埋設物を損傷しないよう留意しなければならない。

5. 廃棄物の処理及び再資源化

(1) 本工事の施工に伴って発生する廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理するものとし、指定処分については監督員の指示に基づくものとする。

- (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化の実施について適正な措置を講ずることとする。
 - (3) 受注者は、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、様式1（平成14年5月29日付け事務連絡「公共建設工事における建設リサイクル法に関する事務手続きの当面の運用について（通知）」の様式1）により監督員に報告すること。
 - I. 再資源化が完了した日
 - II. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - III. 再資源化等に要した費用
6. 付近の建物等への影響
受注者は工事着手前に近接建物及び構造物の写真撮影を行い工事による影響か否か判断できるようにし、工事による影響があると予想される時及び影響が出た時は、受注者の負担において必要書類を作成し監督員に提出しなければならない。またその処理、対策については監督員と協議しなければならない。
7. 過積載の防止
本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと、並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、又は不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
8. 不正軽油の使用防止
本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
 - (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
 - (3) 不正軽油を購入しないこと。
 - (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 下請契約の相手方又は燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。
 - (6) 現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
 - (7) 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。
9. 工事カルテ登録の対象工事
工事カルテの登録対象工事である場合は、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編 第1章 1-1-5 工事カルテの作成、登録」に則り、工事カルテの工事実績情報サービス（CORINS）への登録及び工事カルテ受領書写しの監督員への提出等を行わなければならない。

第4章 工事用地等

1. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事を行うために必要な用地等については、施工に先立ち、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、使用に際し必要な関係機関への申請・協議等は施工者の責任において遺漏無く行うものとする。
- (2) 工事期間中の資材置き場及び残土の仮置場等は、十分な安全施設を設置するとともに、その管理徹底を図り事故防止に努めなければならない。休日及び工事休止期間においては定期的にパトロール等を実施し安全の確保に努めること。
- (3) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な処置を講じた後、発注者に通知し、所有者の立会いを行ってから返還しなければならない。

第5章 工事用電力

1. 工事期間中に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第6章 工事材料

1. 材料

- (1) 工事に使用する材料については、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」に定める条件を満たすものとし、使用前に材料使用届を監督員に提出し承諾を得なければならない。

2. リサイクル材の率先利用

使用する資材は、リサイクル建設資材の率先利用を図るため「茨城県リサイクル建設資材率先利用指針」を遵守し、認定資材の利用に努める。

なお、本工事では次の認定資材を特段の理由がない限り使用するものとする。

受注者は、設計で新材が指定されている場合においても、Aグループに区分された認定資材に代替できる場合は、積極的に努め、代替える旨について、施工計画書提出時に文書で提出し監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、設計で認定資材が指定されている場合で、その調達が困難な場合は、他の認定資材または新材に変更するものとし、その旨を文書で監督員に提出し承諾を得なければならない。

(1) 認定資材使用一覧

施工箇所	品目	規格	再生原料等の指定

第7章 施工計画

1. 工事計画

- (1) 現場代理人は、工事請負契約後、施工計画書を提出し監督員と協議した後、工事に着手すること。
- (2) 工事の一部を下請させる場合は、茨城県建設工事施工適正化指針第3章第1第3号及び石岡市建設工事請負契約書第7条により下請負人通知書を受注者へ提出すること。

2. 検測

本工事の基準点及び水準点（B、M）は監督員の指示するものを検測して使用し、工事着手前に、平面図上の距離・現地盤高の確認を行うこと。また、工事施工上の納まりや、取り合いの関係で、材料・寸法・取付け位置・取付け工法等について止むを得ず行う軽微な変更及び測量誤差に起因する軽微な変更は、監督員と協議する。

3. 指定仮設

- (1) 本工事に関する仮設は設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者においても仮設工に対する施工技術検討を行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。
- (3) 仮設工の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

4. 任意仮設

- (1) 本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。
- (2) 上記の決定にあたっては、条件等に変更が生じた場合は、監督員と協議の上、決定・変更するものとする。

第8章 施工管理

1. 施工管理

「茨城県土木工事施工管理基準」に基づいて施工管理を行い、工事完了後速やかに施工管理報告書を提出すること。

2. 工程管理

施工計画書に基づき、適宜監督員と協議を行いながら適正な工程管理を行うものとする。

3. 安全管理

- (1) 工事中の安全管理については十分配慮するものとし、現場条件を考慮したもの（安全標識・安全施設・誘導員・見張人・安全用品等）を具備するものとする。
- (2) 本工事で設置した安全管理に必要な仮設物については、定期的に見回りを実施するとともに、破損箇所を発見した場合またその恐れがある場合は、速やかに補修を行い安全の確保に努めること。
- (3) 工事完了前に施工範囲を一時的に開放する場合には、通行人及び車両等の進入に対し通行に支障がないように交通の確保に必要な対策（段差等の解消）を施し事故等の防止に努めること。

また、安全管理が不十分で起因する事故等については施工者の責任において真摯に対応するとともに、速やかに監督員に報告すること。

4. 工事記録写真

- (1) 「写真管理基準（案）」及び設計書に基づいて、各工種を測点毎に適切に撮影し、写真集に収めて、工事工程段階及び工事完了後提出する。
- (2) その他必要と認められたもの、監督員に指示されたものは撮影を行うこと。

第9章 その他

1. 現場管理

- (1) 工事完了後、工事のため混入又は飛散した石れき、木片・樹根・番線・ビニール紐・水系等の工事残材は速やかに除去しなければならない。
- (2) 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損又は汚れが生じた場合は、すみやかに監督員に協議し補修及び清掃をしなければならない。
- (3) 積極的に地元対策を実施し第三者からの苦情等が無いように努めなければならない。

第10章 疑義

本工事において、不明な点又は疑義が生じた場合には、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

工事数量総括（内訳）表

第 30-01-906-1-022 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
道路維持			1	式		
標識工			1	式		
大型標識工			1	式		標識基礎 1.000 基 片持標識柱 1.000 基 標識板 1.000 枚
仮設工			1	式		
交通管理工			1	式		交通誘導警備員 2.000 人日
直接工事費計			1	式		
共通仮設費（率計上）			1	式		
共通仮設費計			1	式		
純工事費			1	式		
現場管理費			1	式		
工事原価			1	式		
一般管理費等			1	式		
工事価格			1	式		
消費税相当額			1	式		
請負工事費			1	式		

本工事費内訳書

第 30-01-906-1-022 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路維持									
標識工									
大型標識工									
標識基礎					1.000	基			
標識基礎設置(片持式・門型式) 基礎の形式(片持式の基礎), 基礎の規格(4.0m3未満), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無), 地下構造物等の障害(無)					0.230	m3			
ポールアンカー 100型-V					0.400	t			
抵抗板付鋼製杭基礎工 打込または引抜					1.000	式			
片持標識柱					1.000	基			
標識柱設置(片持式) 柱の質量区分(400kg以上/基), 柱材料の規格(亜鉛メッキ), 柱1基当り質量(実数入力)(406 kg/基), 施工規模加算(1基), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無)					1.000	基			
標識板					1.000	枚			
標識板設置(案内標識[路線番号除く]) 作業内容(新設), 標識板の規格(2.0m2以上), 反射シートの種類(広角プリズム), 施工規模加算(10m2未満), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無), 標識板の裏面塗装(無)					3.000	m2			
仮設工									
交通管理工									

本工事費内訳書

第 30-01-906-1-022 号

実施 起工 設計書

工事区分 工種 種別 細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員	2.000	人日			
交通誘導警備員B	2.000	人日			
直接工事費計					
共通仮設費 (率計上)					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					
消費税相当額					
請負工事費					

数量計算集計表

工事名： H30市道B6706号線（美野里・八郷線）道路標識設置工事その1

事業区分： 道路維持

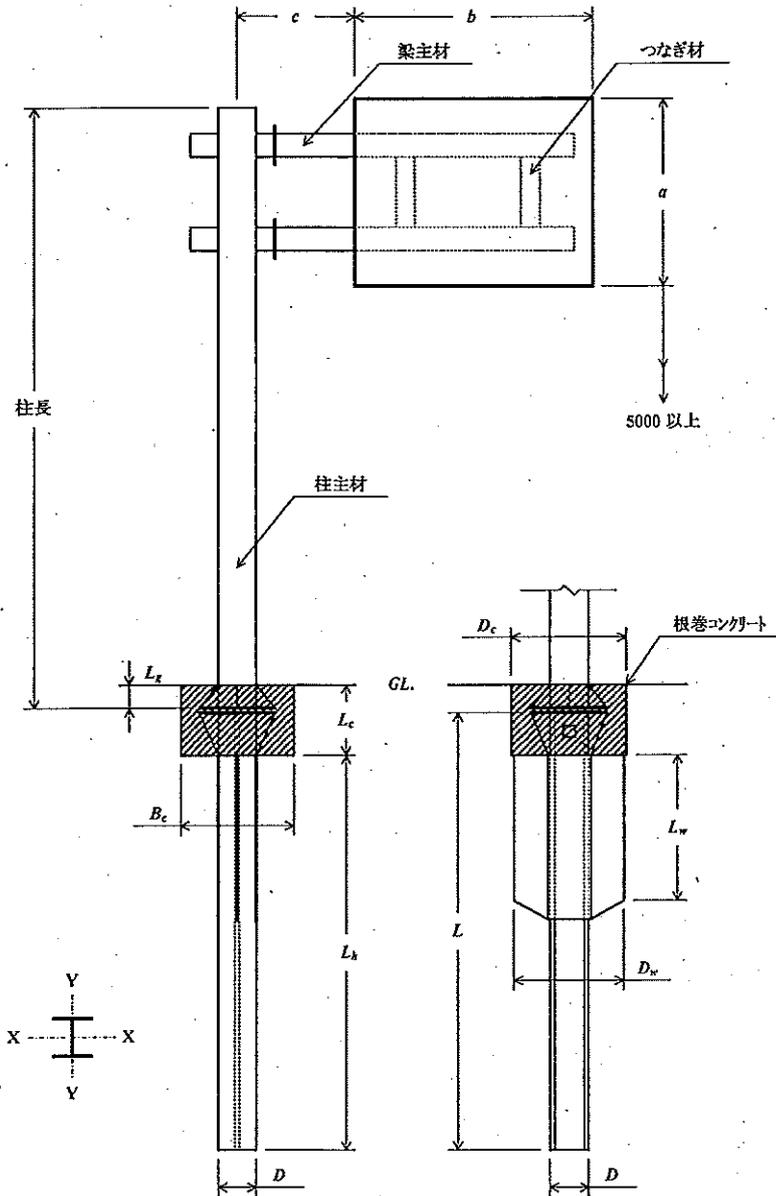
工事区分： 道路維持

工 種 〔レベル2〕	種 別 〔レベル3〕	細 別 〔レベル4〕	規 格 〔レベル5〕	単 位	元 数 量		変 更 数 量	元設計数量 と変更数量の差 〔増減〕	備 考
					計 算 数 量	設 計 数 量			
大 型 標 識 工				式	1.0	1			
	標識基礎			式	1.0	1			
		標識基礎設置（片持式）	根巻コンクリート	m ³	0.234	0.23			$(0.65*0.65*0.6) - (0.2*0.2*3.14/4*0.6) \approx 0.234$
		ポールアンカー	H-250*3500	t	0.4	0.4			
		抵抗板付鋼製杭基礎工		式	1.0	1			
	片持標識柱								
		標識柱設置（片持式）	亜鉛メッキ	基	1.0	1			φ 216.3*5.8*6800
	標識板								
		標識板設置（片持式）	広角ブリズム	m ²	3.3	3			

(2) 概要

1) 基礎寸法の仮定

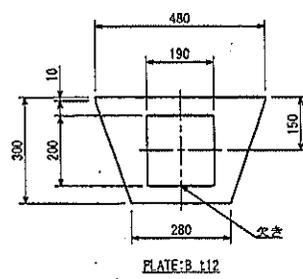
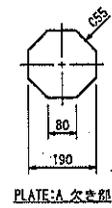
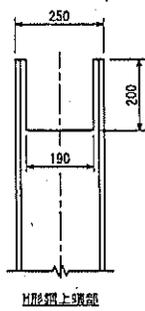
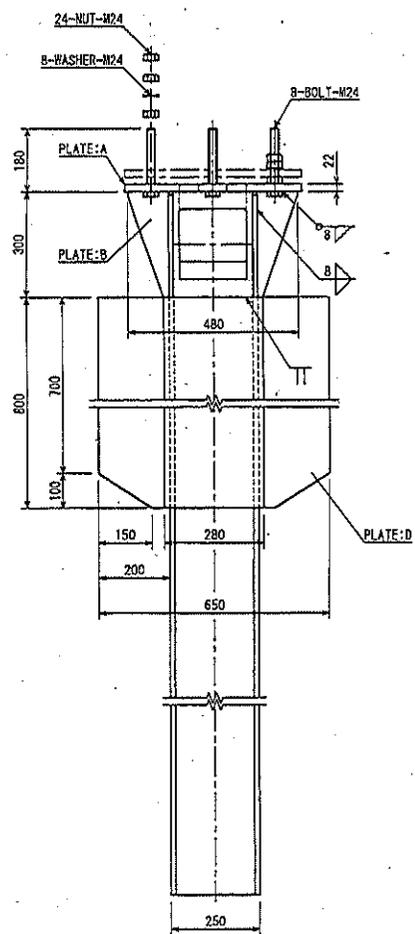
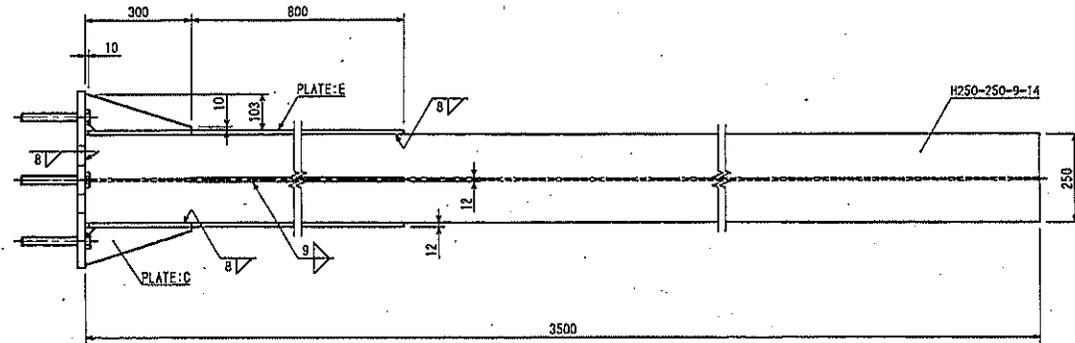
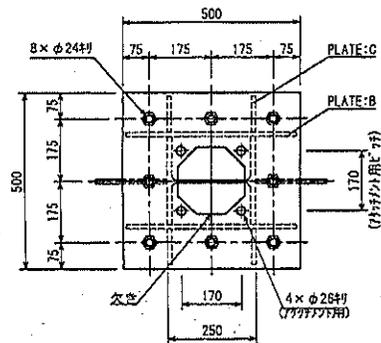
柱主材 φ 216.3×5.8	柱長 = 6.800 m	標識板寸法 a = 1.500 m
梁主材 φ 101.6×4.2		b = 2.200 m
つなぎ材 φ 76.5×2.8		張出し寸法 c = 1.000 m



杭断面方向 

【ホ-ルアナー100型-V P-830001 H250-250-9-14】

根巻コンクリート 幅 $B_c = 0.65$ m	H形鋼 幅 $D = 0.25$ m
長 $D_c = 0.65$ m	全長 $L = 3.50$ m
深 $L_c = 0.60$ m	有効長 $L_h = 3.20$ m
フランジ底の深さ $L_g = 0.30$ m	抵抗板 幅 $D_w = 0.65$ m
	有効長 $L_w = 0.70$ m



材料表

種別	規格・材質	寸法・強度区分	単質 (kg)	数量	質量 (kg)
BOLT	JIS B 1180 全ねじ六角ボルト	M24×L180 -4, 6	0.64	8	5.1
NUT	JIS B 1181 六角ナット	M24 -4	-	24	-
WASHER	JIS B 1256 並丸	M24	-	8	-
PLATE:A	JIS G 3101 SS400	22×500×500	43.18	1	43.2
PLATE:B	JIS G 3101 SS400	12×300×480	13.56	2	27.1
PLATE:C	JIS G 3101 SS400	12×103×300×1/2	1.46	4	5.8
PLATE:D	JIS G 3101 SS400	12×200×800	15.07	2	30.1
PLATE:E	JIS G 3101 SS400	12×280×800	21.10	2	42.2
H	注1)	250×250×9×14 L=3500	251.30	1	251.3
TOTAL					404.8

注1) JIS G 3101 SS400, JIS G 3136 SH400A 又は、これと同等以上の材質とする。

注2) 溶接部の効率はC30 又は、R30とする。

注3) ボルトは、強度区分4, 6と同等以上とする。

規格	ポールアンカー100型-V P-830001 A		
単位	mm	尺度	1:10
日本地工株式会社			